『セーフティネット資金』の要件に該当しない方に、県独自の資金を用意しています。

滋賀県中小企業振興資金融資制度

緊急経済対策資金

	新規枠（運転・設備）	借換枠
融資対象者 （※1） **指定業種による制限はありません。**	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①最近３か月間の売上高が前年同期に比べて５％以上減少していること ②直近決算期における売上総利益または営業利益が前年に比べて５％以上減少していること ③為替相場の変動による影響を受け、次のいずれかに該当すること ア 円高の影響によって、最近１か月の売上高が前年同月と比べて 10%以上減少し、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高が前年同期と比べて 10%以上減少することが見込まれること イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近３か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っていること	保証協会保証付融資（一部保証付融資を除く）の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、経営の改善が見込まれるものであって、次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①最近３か月間の売上高が前年同期に比べて５％以上減少していること ②直近決算期における売上総利益または営業利益が前年に比べて５％以上減少していること ③為替相場の変動による影響を受け、次のいずれかに該当すること ア 円高の影響によって、最近１か月の売上高が前年同月と比べて 10%以上減少し、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高が前年同期と比べて 10%以上減少することが見込まれること イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近 3 か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っていること ただし、借換の対象とする融資が、元本返済が開始された後６か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること、およびセーフティネット資金（借換枠）の融資対象者ではないこと。
融資限度額	**５，０００万円**（※2）	**８，０００万円**（増額分を含む）
融資利率 （※3）	**年１．４５％**	**年１．７％**
信用保証 （※4）	信用保証協会保証付（80%保証） **保証料率　年０．４５％～１．２０％**	
融資期間 （※5）	**７年以内（据置１年以内）**	**１０年以内（据置２年以内）**
担保・保証人 （※6）	必要となる場合あり（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。）	
借入申込先	中小企業者：**各商工会議所、各商工会** 協同組合等：**中小企業団体中央会**	
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会	

令和７年４月１日現在

【申込み等の基本的な流れ】（イメージ）

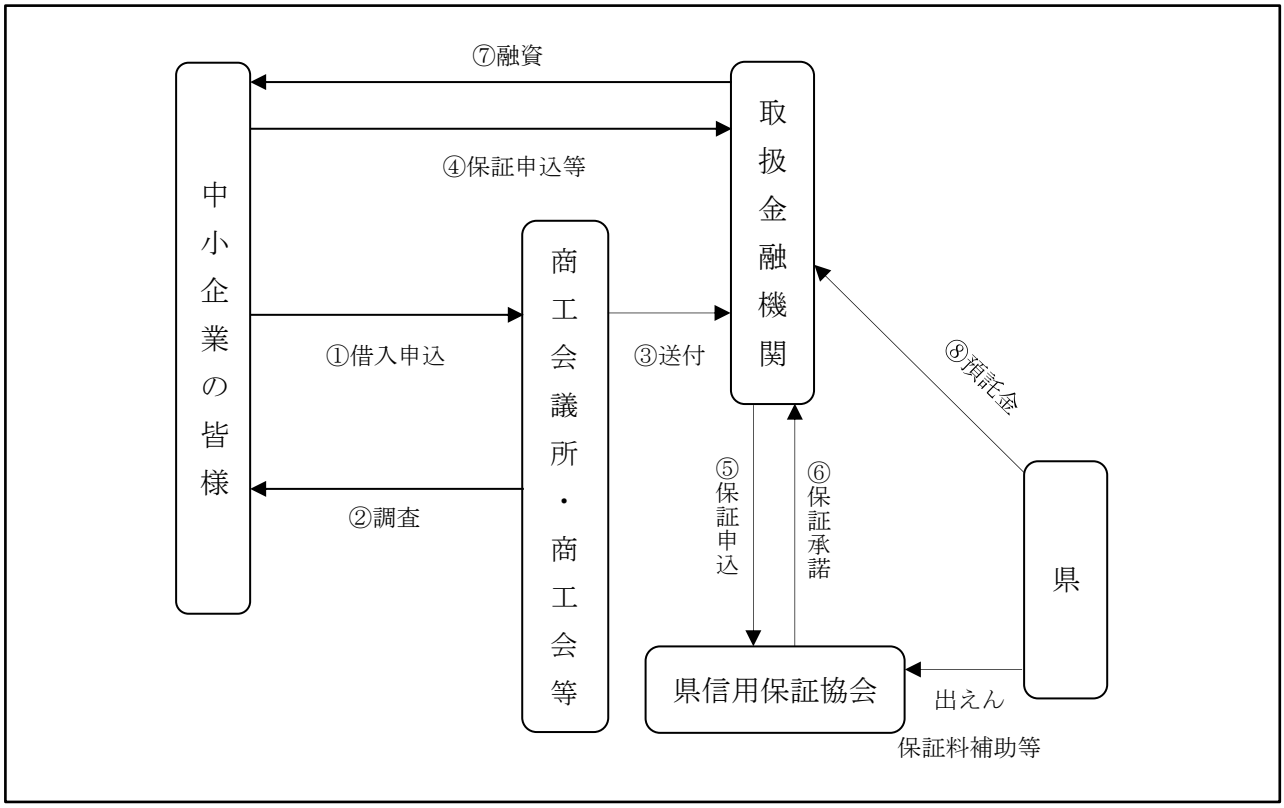

※1　農林水産業、金融･保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治･経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※2　設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の 30%以上の支払いがなされていないこと。

※3　融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。

※4　有担保の場合は 0.1%の割引があります。

※5　融資期間は1年以上となります。

※6　申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できることがあります。このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照ください。

（特記事項）

・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

事前相談と借入申込先

中小企業者：　滋賀県内の各商工会議所・各商工会、協同組合等：　滋賀県中小企業団体中央会
（非会員の方も御利用いただけます）

制度全般の相談

滋賀県　商工観光労働部　中小企業支援課　金融支援係